

○沖縄振興特別推進交付金による石垣市児童生徒の市外派遣に関する補助金交付要綱

平成24年10月5日

教育委員会告示第13号

改正 平成24年12月3日教委告示第15号

平成25年3月27日教委告示第5号

平成25年5月17日教委告示第9号

平成25年7月29日教委告示第22号

平成26年4月4日教委告示第3号

平成27年4月1日教委告示第12号

平成31年4月26日教委告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市内の県立学校、市立小中学校及び私立学校に在籍する児童生徒(以下「児童生徒」という。)が、学校教育活動又は社会教育活動の一環として、市外及び県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール、コンテスト(以下「大会等」という。)に派遣される場合に要する経費(渡航費と輸送費に限る。)及び県選抜選手として市外で行われる合同練習等に参加する場合に要する経費(渡航費と宿泊費に限る。)に対し、沖縄振興特別推進交付金により市外派遣に関する補助金が予算措置された年度において、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(平26教委告示3・全改、平31教委告示6・一部改正)

(補助金交付の対象者)

第2条 補助の対象となるものは、次に該当する者とする。

- (1) 児童生徒及びその指導者等のうち、市外及び県外で開催される大会等に派遣される者で、補助対象は大会等登録者であること。
- (2) 県代表の選抜選手として市外で行われる合同練習等に参加する児童生徒
- (3) 本市が補助対象としている派遣に係る経費に対し、国、県又はその他自治体から補助を受けていない者
- (4) その他学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施される大会等に出場し、教育長が特に必要があると認める者

(平25教委告示9・平25教委告示22・平26教委告示3・一部改正)

(補助額)

第3条 補助金の額については、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請等に関する手続は、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるところにより、各小中学校、各県立学校、学校教育団体又は社会教育団体を通して行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定めるもののほか、教育委員会が定める期日までに関係書類を添えて補助金等交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(平25教委告示5・平26教委告示3・一部改正)

(交付の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適正であると認めた団体等に対し、補助金等交付決定通知により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、補助金が不要となった場合、補助金の申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則に定めるもののほか、教育委員会が定める期日までに関係書類を添えて補助金等実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 教育委員会は、前条の実績報告の内容を審査し額を確定したときは、補助金等確定通知により通知する

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月31日から適用する。

附 則(平成24年教委告示第15号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月31日から適用する。

附 則(平成25年教委告示第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年教委告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年教委告示第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年教委告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年教委告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の沖縄振興特別推進交付金による石垣市児童生徒の市外派遣に関する補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

附 則(令和4年教委告示第 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(平25教委告示5・平25教委告示22・平26教委告示3・平27教委告示12・平31教委告示6・一部改正)

項目	内容	
	県内	県外
補助額	渡航費及び宿泊費（県選抜選手のみ） の実費分、楽器等の輸送にかかる費用の半額を補助する。ただし、補助限度額は次のとおりとする。	渡航費の半額を補助する。ただし、補助限度額は次のとおりとする。
補助限度額	渡航費 8,000円(1回派遣あたり) 宿泊費 4,000円(1泊あたり) 輸送費 3,000円(1人あたり)	渡航費(北海道・東北地方以外) 21,000円(1回派遣あたり) 渡航費(北海道・東北地方) 31,000円(1回派遣あたり)
補助の制限	市以外の団体からの補助金又は父母会等の活動収益の充当により、自己負担が発生しない場合は、補助金は交付しない。また、自己負担額が上記の補助限度額を超えない場合は、自己負担額を上限として補助金を交付するものとする。	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

石垣市長 殿

（申請者）住 所

氏名又は名称

及び代表者

印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

選手派遣事業について、下記のとおり選手派遣費補助金を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業の目的
市外で開催される大会等へ選手を派遣させ、体力や技術力等の向上を図ること。
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
県内：選手 名、指導者等 名
交付申請額： 円
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
県内：一人 円を派遣者に補助する。
- 6 添付書類
予算書、大会要項、大会申込書

（備考）

- 1 この様式中、必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。
- 2 補助事業の内容並びに補助事業の経費の配分及び使用方法については、必要に応じて計画書、収支予算書その他の詳細を明らかにする書類を添付するものとする。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

石垣市長 殿

（補助事業者）住 所

氏名又は名称

及び代表者

印

補 助 金 等 実 績 報 告 書

年 月 日付石垣市指令第 号で選手派遣費補助金の
交付決定があった選手派遣事業については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の交付決定額及びその精算額

県内：選手 名、指導者 名

交付決定額： 円

精 算 額： 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 補助事業の成果

別紙のとおり

5 添付書類

決算書、領収証、その他

（備考）

- 1 この報告書には、収支精算書を添付するものとする。
- 2 この様式中、必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。
- 3 補助事業の成果については、必要に応じてその詳細を明らかにした書類を添付するものとする。